

認可外保育施設を利用する 第3子以降（※3歳未満児）の 保育料の一部を補助します

対象となるお子さん

下記を全て満たすお子さんが対象となります。

- ・ 18歳未満の子どもが3人以上いる世帯である（※1）
- ・ 兄弟姉妹がいて、第3子以降である
- ・ 3歳未満である（※2）
- ・ 福島市に住所を有している

※1 基準日は4月1日

※2 基準日は4月1日または補助対象施設の利用を開始した日

※「幼児教育・保育の無償化」の受給者は対象外です。

補助申請者

対象となるお子さんの父または母、もしくは対象となるお子さんの生計を維持しているかた

補助対象となる保育料

対象児童の認可外施設（※）利用にかかる経費として、補助申請者が支払った費用

※福島市の立入調査・指導監督等を年1回以上受けていること

補助額

各月の保育料の1/2の額又は、月額10,000円のいずれか低い額の年間合計額

申請について

4月上旬に、前年度分（4月～3月まで）の保育料を申請いただきます。詳しくは下記までご連絡ください。

お問い合わせ

福島市 子ども未来部 幼保企画課 幼保給付係

電話：024-573-2021